

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業（間伐材生産等）実施基準</p> <p>第1 対象森林</p> <p>原則として、森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとし、人工林や天然林の別を問わない。</p> <p>ただし、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱（以下、要綱という。）別表第1に定める要件を満たす場合のほかに、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる資料を高知県木材安定供給推進事業実施要領（以下、要領という。）第5に定める事業計画と合わせて提出することで、森林経営計画対象森林以外でも実施することができる。</p> <p>なお、その場合の確認できる資料は森林経営計画の承認申請書（写し）または別紙1のとおりとし、事業完了後の実績報告時に当該森林が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該森林を森林経営計画の対象森林とした場合、森林経営計画の承認申請書（写し）を提出すること。</p> <p>第2 事業実施の条件</p> <p>1. ～2.（略）</p> <p><u>3. 低コスト再造林対策（下刈り）</u></p> <p><u>（1）本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用（事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。</u></p> <p><u>（2）事業の実施にあたっては、森林保険の加入に努めるものとする。</u></p> <p>第3 事業の実施方法</p> <p>1. ～2.（略）</p> <p><u>3. 低コスト再造林対策（下刈り）</u></p> <p><u>（1）事業実施にあたっては、森林法などの法令を遵守すること。</u></p> <p><u>（2）申請面積は、下刈面積とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業（間伐材生産等）実施基準</p> <p>第1 対象森林</p> <p>原則として、森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとし、人工林や天然林の別を問わない。</p> <p>ただし、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱別表第1に定める要件を満たす場合は森林経営計画対象森林以外でも実施することができる。</p> <p>なお、その場合の要綱別表第1に記載している「確認できるもの」とは森林経営計画の承認申請書（写し）または別紙1のとおりとする。</p> <p>第2 事業実施の条件</p> <p>1. ～2.（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第3 事業の実施方法</p> <p>1. ～2.（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p><u>(3) 下刈作業は労働安全衛生規則を守ること。</u></p> <p><u>(4) 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に刈り払った草木等を放置しないこと。</u></p> <p>第4～第7 「略」</p> <p>附則</p> <p>「略」</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この実施基準は令和7年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第4～第7 「略」</p> <p>附則</p> <p>「略」</p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p>別紙1 (1)</p> <p style="text-align: center;">森林経営計画の作成に関する同意書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(補助金交付者) 高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>私は、高知県木材安定供給推進事業(間伐材生産又は低コスト再造林対策)の<b>実施</b>に当たって、次の事項について同意します。</p> <p>1～2 「略」</p> <p>「略」</p> <p>注) 本様式は、上記申請箇所と同一林班内に森林経営計画(属人による計画の場合は該当計画面積と申請面積を併せても森林経営計画が作成できない場合を除く。)が作成されている場合又は、上記申請箇所が含まれる森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に森林経営計画が作成されている場合に使用する。<b>事業計画書</b>に添付することとし、<b>提出後に内容の変更があった場合は再度提出すること。</b></p>	<p>別紙1 (1)</p> <p style="text-align: center;">森林経営計画の作成に関する同意書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(補助金交付者) 高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>私は、高知県木材安定供給推進事業(間伐材生産又は低コスト再造林対策)の<b>補助金交付申請</b>に当たって、次の事項について同意します。</p> <p>1～2 「略」</p> <p>「略」</p> <p>注) 本様式は、上記申請箇所と同一林班内に森林経営計画(属人による計画の場合は該当計画面積と申請面積を併せても森林経営計画が作成できない場合を除く。)が作成されている場合又は、上記申請箇所が含まれる森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に森林経営計画が作成されている場合に使用する。<b>補助金交付申請書</b>に添付すること。</p>

新旧対照表

新	旧
<p>別紙1（2）</p> <p style="text-align: center;">森林経営計画の作成に関する同意書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>（補助金交付者） 高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>私は、高知県木材安定供給推進事業（間伐材生産又は低コスト再造林対策）の<b>実施</b>に当たって、次の事項について同意します。</p> <p>なお、<b>本紙の提出時</b>において同一林班内又は申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に他者による森林経営計画が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、計画作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができない場合も含まれます。</p> <p>1. ～2. 「略」</p> <p>3. 高知県知事は、下記の関係市町村長に本同意書の<b>記載内容を共有</b>するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。</p> <p>「略」</p>	<p>別紙1（2）</p> <p style="text-align: center;">森林経営計画の作成に関する同意書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>（補助金交付者） 高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>私は、高知県木材安定供給推進事業（間伐材生産又は低コスト再造林対策）の<b>実施</b>に当たって、次の事項について同意します。</p> <p>なお、<b>本紙の提出時</b>において同一林班内又は申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に他者による森林経営計画が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、計画作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができない場合も含まれます。</p> <p>1. ～2. 「略」</p> <p>3. 高知県知事は、下記の関係市町村長に<b>対し</b>本同意書の<b>写しを送付</b>するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。</p> <p>「略」</p>
<p>（林業事務所の確認欄：該当するものにチェックする）</p> <p><input type="checkbox"/> <u>上記箇所について、記載内容を関係市町村長と共有済みである。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 上記箇所は、<b>本紙の提出時</b>において、同一林班内又は上記申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できないことについて、市町村等を通じて確認済みである。</p> <p>注）本様式は、「同一林班内等に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できない場合に使用する。<b>事業計画書</b>に添付することとし、<b>提出後に内容の変更があった場合は再度提出すること。</b></p>	<p>（林業事務所の確認欄：該当するものにチェックする）</p> <p><input type="checkbox"/> <u><b>（新設）</b></u></p> <p><input type="checkbox"/> 上記箇所は、<b>本紙の提出時</b>において、同一林班内又は上記申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できないことについて、市町村等を通じて確認済みである。</p> <p>注）本様式は、「同一林班内等に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できない場合に使用する。<b>事業計画書</b>に添付することとし、<b>提出後に内容の変更があった場合は再度提出すること。</b></p>

新旧対照表

新	旧
<p>別紙2</p> <p>関連条件整備に係る注意事項</p> <p>「略」</p> <p>●事業内容</p> <p>「略」</p> <p>●対象経費</p> <p>「略」</p> <p>●注意すること</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p><u>・要綱別表1の低コスト再造林対策の関連条件整備活動等の関連条件整備活動の補助対象経費の採択基準のイは、補助率の額を上限とし、それに要した費用の根拠資料を整理すること。</u></p> <p>※ 「略」</p> <p>別紙3 「略」</p> <p>第1号様式 「略」</p>	<p>別紙2</p> <p>関連条件整備に係る注意事項</p> <p>「略」</p> <p>●事業内容</p> <p>「略」</p> <p>●対象経費</p> <p>「略」</p> <p>●注意すること</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>※ 「略」</p> <p>別紙3 「略」</p> <p>第1号様式 「略」</p>

